

令和 2 年 5 月 18 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
一億総活躍担当大臣 衛藤 晟一 様
内閣府特命担当大臣(新型コロナ対策担当) 西村 康稔 様

社会福祉法人における 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応にかかる要望

全国社会福祉法人経営者協議会
会長 磯 彰 格

政府においては、令和 2 年度補正予算の早期成立等により、社会福祉法人・福祉施設における感染症拡大防止とサービス提供体制の確保に係る施策の実施など、多大なるご尽力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

今後、これらの施策等が、全国の自治体において、迅速かつ効果的に展開されますよう、引き続きのご支援をお願いいたします。

緊急事態宣言が一部解除されつつあるなかで、我々、介護、障害福祉、子ども・子育て、そして、生活困窮者の支援を担う社会福祉法人・福祉施設においては、感染防止に向けた様々な取り組みを徹底しつつ、地域において福祉サービスを必要とする方々の生活に寄り添った支援に引き続き取り組んでいく所存であります。

しかしながら、かねてより人材確保が困難ななかで、さらなる感染症対策の徹底が求められたうえ、完全な終息に至るまでは、風評被害や第二波到来のリスク等に立ち向かいながら、この厳しい状況が長期間続くものと危惧しております。

つきましては、以下の要望事項について、第 2 次補正予算等による緊急対応と今後の新型コロナウイルス感染症への対応を前提とした福祉サービスの提供体制の拡充に向けて、なお一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 福祉サービスの継続に必要な臨時・応急的な財政支援策を講じてください。

直近の収入規模に応じた報酬・公定価格・措置費等の算定を可能とするなど、従前収入が保障されるよう、激変緩和措置として新たな臨時・応急的な財政支援策を早急に講じてください。

特に、小規模な社会福祉法人・福祉施設、障害者の就労支援等事業所での影響が大きく、地域に必要とされる福祉サービスの維持・継続が困難な状況にあります。

2. 福祉サービスの継続を支える福祉従事者への特別手当等の支給を実現するための財政支援策を講じてください。

利用者の生活を守り抜くために苦難のなかでサービス提供を継続している福祉従事者等への支援を図るため、特別手当等を支給すべく、介護・障害福祉サービス報酬、公定価格、措置費等における加算措置などの財政支援策を講じてください。

感染(疑いを含む)が発生した場合のみならず、風評被害と感染リスクに向き合いながら、福祉サービスの提供を継続していくためには、限られた職員等による特別な勤務シフトによるサービスの継続、職員の家族等への感染防止措置等、福祉従事者には心身両面で様々な負担が生じています。

3. すべての福祉サービスにおいて、感染症への対応を前提とした公費の拡充を図ってください。

感染症発生時のみならず、感染症に備えた職員の確保、衛生用品や資機材の購入等のいわゆる「かかりまし経費」、ゾーニング等に要する整備費補助等について、すべての福祉サービスにおいて適切に対応できるよう、介護・障害福祉サービス報酬、公定価格、措置費等における財政措置とともに、現行措置の弾力化や一層の拡充をお願いいたします。

4. 感染拡大防止と利用者の重症化防止に向けて、優先的な PCR 検査等の実施と早期の医療対応が図られるよう、医療支援体制の拡充と支援策を講じてください。

社会福祉法人・福祉施設において、感染拡大防止と利用者の重症化防止に向けて医療機関との連携、必要な助言が得られるような体制づくりの支援を継続的にお願いいたします。

とくに、蔓延化を防ぐ観点から、利用者ならびに福祉従事者の優先的な PCR 検査・抗原検査等の実施とともに、利用者の重症化防止に向けて早急に適切な医療対応が受けられるようお願いいたします。